

商店・飲食店・事務所などの

ごみ[※]の出し方

※事業系一般廃棄物

事業系ごみを家庭ごみとして出すことはできません！
適正な処理方法は次の2通り

MENU

1

市が許可した業者に収集を依頼する

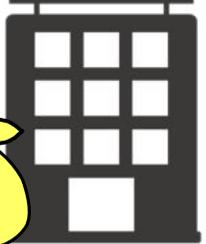
協同組合福岡市事業用環境協会へ
お問い合わせください

TEL 092-432-0123

▼スマホは
こちらから



COMPANY



MENU

2

自ら市の処理施設に持ち込む

自己搬入ごみ事前受付センター
へお申し込みください

TEL 092-433-8234

インターネット受付

▼スマホは
こちらから



※リサイクルできる紙は、
清掃工場へ持ち込めません。



家庭ごみとして出すのはルール違反です

市が収集するのは、家庭から出るごみだけです。
事業者は規模や出すごみの量にかかわらず、
自らの責任で適正に処理してください。



事業者の責務について

事業者は、事業活動に伴って生じた廃棄物を**自己の責任で適正に処理すること及び廃棄物の減量に努めること**が法令及び市条例で義務付けられています。

また、廃棄物の減量や適正処理について、市の施策に協力することが定められています。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(抜粋)

(事業者の責務)

第三条 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

福岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例(抜粋)

(事業者の責務)

第7条 事業者は、廃棄物の発生を抑制し、再生資源の利用を促進する等により、廃棄物を減量しなければならない。

2 事業者は、その事業系廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

3 事業者は、廃棄物の減量及び適正な処理の確保に関し市の施策に協力しなければならない。

一般廃棄物収集運搬許可業者に収集を依頼するとき

お問い合わせ先

協同組合福岡市事業用環境協会

Tel : 092-432-0123

受付時間：月～金曜日 9:00～17:00

第1・3・5土曜日 9:00～12:00



料金(ごみ処理手数料)

定期収集

収集運搬経費

50ℓまでごとに

150円

+

処分経費

1kgまでごとに

14円

臨時収集

収集運搬経費

1立方メートルまでごとに

4,070円

+

処分経費

1kgまでごとに

14円

市の処理施設に自己搬入するとき

電話受付

自己搬入ごみ事前受付センター

Tel : 092-433-8234

受付時間：月～土曜日 8:30～16:00(1月1日～3日は休み)

※自己搬入するためには、事前に排出事業者として登録しておかなければなりません。事前登録についてご不明な点がございましたら、受付センターまたは事業推進課(092-711-4316)にお問い合わせください。

料金(ごみ処理手数料)

10kgまでごとに 140円

搬入先

燃えるごみ

東部工場
東区蒲田5丁目11-2

臨海工場
東区箱崎ふ頭4丁目13-42

クリーン・エネ・パーク南部
春日市大字下白水104-5

西部工場
西区大字拾六町1191

燃えないごみ

東部資源化センター
東区蒲田5丁目11-1

西部資源化センター
西区大字拾六町1191

ガラス
陶器など

東部(伏谷)埋立場
糟屋郡久山町大字山田1431-1

西部(中田)埋立場
西区今津4439



【お問い合わせ先】

- 一般廃棄物の収集運搬について
- 事業系ごみの出し方について

福岡市環境局収集管理課
福岡市環境局ごみ減量推進課

TEL:092-711-4346
TEL:092-711-4039

